

西中国信用金庫

〈外貨定期預金〉商品概要説明書

令和4年 4月 1日現在

1. 商品名	・外貨定期預金
2. 商品概要	・外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうちあらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
3. 預金保険	・外貨定期預金は預金保険の対象外です。
4. 販売対象	・個人の方および法人
5. 期間	①期日指定方式…原則として1週間以上1年以内 ②自動継続方式（元利継続型）…1ヵ月、3ヵ月、6ヶ月、1年 ※元利継続型…利息を元金に加えて、前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。
6. 預入	
(1) 預入方法	・一括預入です。 ・円貨での預入の場合、円預金からの振替（本人名義）のみのお取扱いです。 ・本人名義の外貨預金からの預入の場合、同一通貨間であれば手数料はかかりません。 ・外貨現金での預入の場合、通貨ごとに定める当金庫所定の料率で計算した手数料がかかります。 ・到着した外国送金からの預入の場合、外貨受払手数料がかかります。
(2) 最低預入額	・米ドル：2千米ドル ・ユーロ：5千ユーロ ・オーストラリアドル：1万オーストラリアドル ・ニュージーランドドル：1万ニュージーランドドル
(3) 預入単位	・1補助通貨単位まで預入可能。
(4) 預入通貨	・米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・元利金ともに本人名義の円預金、または外貨普通預金へ入金します。 ・外貨普通預金への入金の場合、本人名義の同一通貨間であれば手数料はかかりません。 ・外貨現金（米ドルのみ）での払戻には、通貨ごとに定める当金庫所定の料率で計算した手数料がかかります。 ・外貨T/Cでの払戻は現在お取り扱いしておりません。 ・外貨での送金にご使用の場合、別途、送金手数料・外貨受払手数料等がかかります。
8. 利息	
(1) 適用利率	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
(2) 利払方法	・満期日以後に一括してお支払致します。
(3) 計算方法	・付利単位を原則10通貨単位とした1年を365日とする日割計算。

9. 税金について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得は源泉分離課税（国税 15%、地方税 5%）として課税されます。 ・ お利息はマル優の対象外です。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 為替差益への課税 （法人のお客様） 総合課税。 （個人のお客様） 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 ・ 詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談下さいようお願い申し上げます。
10. 手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入・引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 詳しくは「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ございません。
12. 期日前解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として期日前解約はできません。万が一、当金庫がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用利率は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。
13. 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取引店までお問い合わせ下さい。
14. 認定投資者保護団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を、事前に確定することができます。（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。）

<p>17. お申し込み時 のご注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円、1ニュージーランドドルあたり2円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTT Sレート（預入時）、TT Bレート（引出時）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円、1ニュージーランドドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円価額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ・ 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円価額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
-----------------------------	---